[事案 2020-334] 既払込保険料返還請求

· 令和 3 年 11 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な行為を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年7月に契約した外貨建個人年金保険2件(月額保険料合計4万円)について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)他社の申立外契約の保険料は無理のない金額で月々支払っていたが、募集人がその保険料 を本契約に組み込んだため、「4万円の保険料はきつい。」とはっきり伝えたところ、募集 人は、「僕がいずれ払うんだから。」と言ったため、サインしてしまった。
- (2) 契約した日の夜、募集人に対して、契約内容に納得していないこと、月額保険料 4 万円の 支払いが心配であることを伝えたところ、翌日、募集人から LINE でクーリング・オフの方 法を記載した画面が送られてきたが、募集人はきちんと会って説明をすべきであった。
- (3)募集人から、「誕生日前に契約しないと意味がない。」「保険料3万6,000円ではクレジットカードが切れないので4万円にする。」等と虚偽の説明を受けた。
- (4) 意向確認書にはサインをしたが 申込書にはサインをしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に毎月の保険料を1万5,000円にして勧めた際、月3万6,000円ぐらい払うことができる旨を聞いているが、「僕がいずれ払うからいいでしょう。」と発言したことはない。
- (2) 募集人は、契約締結前交付書面を使用して、クーリング・オフの説明をしている。申込手 続後、申立人から契約内容について納得していないこと、保険料を継続して4万円払い込 む自信がないことを聞いたことから、申立人に、ご契約のしおり・約款に記載された「申 込撤回等の申し出の記入例」を写真にして送付している。
- (3)募集人が、誕生日前に契約しないと意味がないと説明した事実はない。
- (4)保険料3万6,000円の契約1件ではなく、契約1件につき月額2万円で2件契約することを勧めたが、その理由として、クレジットカード決済は契約1件につき月額3万円が上限であることを説明している。
- (5)契約手続では、申立人に iPad の画面上に署名いただいている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料の返還は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)申立人は、①一括払で運用する保険への加入意向があったこと、②契約した当時、仕事を

しておらず収入がない中で、既に加入している保険に加えて、保険料を支払うことが困難であったと考えられること、③契約をした日に契約をやめたいと募集人に連絡していること等から、十分納得しないまま、契約に至った可能性が高い。

- (2) 申立人が契約をやめたいと申し出た時点で、クーリング・オフの画面を送信するだけではなく、より丁寧なフォローをすることが望ましかった。
- (3)保険料を増額した理由については、募集人の陳述においても明確ではなく、クレジットカード払の取扱いについて、募集人の説明が十分であったかについては疑問が残る。